



## 個別注記表

### I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産（棚卸資産）の評価基準及び評価方法

- (1) 貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- (2) 商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。

なお、耐用年数および残存価格については法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法を採用しています。

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

#### 3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金

社員に支給する賞与に備えるため、将来の支給見込額のうち当期対応分を計上しています。

- (2) 退職給付引当金

社員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理

消費税等については、税抜経理方式によっています。

- (2) リース取引に関する会計処理

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行っています。

#### 5. 会計方針の変更

- (1) 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日）を当事業年度から適用しておりますが、財務諸表への影響はありません。

### II 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における発行済株式の数

普通株式 4,000株